

特記仕様書(共通事項)

県民文化部文化振興課

1 保険等

- (1) 建物（施設）引渡しまで受注者は工事目的物、工事材料等について火災保険等を掛けなければならない。加入期間は原則として工事着手時とし、その終期は工事完成後 14 日以上とする。
- (2) 工事期間中受注者の責任において労災保険に加入し、その費用は受注者の負担とする。
- (3) 工事受注者が作成する施工体制台帳の記載事項及び下請負人が工事受注者に通知すべき事項（再下請通知書）に、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に基づく保険加入状況を記載しなければならない。

また、工事受注者は、下請負人の保険加入状況を確認し、未加入の者に対しては加入の促進を行うこと。

2 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

- (1) 公共事業労務費調査
 - ・ 請負金額が 1,000 万円以上の場合の工事受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。
 - ・ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、工事受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
 - ・ 工事受注者が本工事の一部の工事について下請契約を締結する場合には、当該下請業者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記と同等の義務を負う旨を定めなければならない。
- (2) 資材調査、建設副産物実態調査等
- (3) 共通費実態調査
 - ・ 共通費実態調査（工事受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的としたもの。）の対象工事である場合には協力すること。

3 工事検査

施工途中において会計局契約・検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施する場合には、検査に協力すること。

4 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

- (1) 請負金額が 500 万円以上(税込)の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。
- (2) 登録する場合は、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。

なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- | | |
|------------|--|
| ① 工事受注時 | 契約締結後、契約日を除き 10 日以内 |
| ② 登録内容の変更時 | 変更のあった日から 10 日以内
(ただし、期間には、土日祝日等を含まない。) |
| ③ 工事完成時 | 工事完成後 10 日以内 |

6 施工体制台帳に係る書類について

- (1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。
 - ・ 1 日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
 - ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
 - ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。

なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手

続、後片付け等のみが残っている期間

8 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、工事受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェスト A 票、B2 票、D 票並びに E 票の原本（廃棄物の種類ごとに 1 セット）を提示すること。ただし、しゅん工検査時には、原本全てを提示すること。

9 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、工事受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、監督員へ紙・データ共に提出のうえ、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を COBRIS（建設副産物情報交換システム※）で作成する。

監督員が実施状況を COBRIS から確認する。（提出は不要。ただし、実施書を COBRIS 以外で作成している場合は提出が必要。）

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月 4 時間以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の (2) 手すり据置き方式又は (3) 手すり先行専用足

場方式により行うこと。

11 環境対策関係

- (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12 過積載の禁止

- (1) 工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。
 - ① 積載重量制限を超過しての建設発生土及び廃棄物、資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
 - ② 過積載を行っている資機材納入業者からの資機材購入は行わないこと。
 - ③ 過積載を防止するため、資機材の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ 資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。
また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
 - ⑤ 下請業者や資機材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
 - ⑥ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
 - ⑦ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。
- (2) 以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13 製材等及び再生木質ボードの合法性の確認について

製材等（製材、集成材、合板、単板）又は再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質系セメント板）については、「長野県グリーン購入推進方針」（以下「推進指針」という。）の製材等又は再生木質ボードの判断基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」（以下「ガイドライン」という。）に準拠した証明書（ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が、4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよい

こととされている。)を監督員に提出すること。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

長野県グリーン購入推進方針及びガイドラインは、下記によりダウンロードすることができる。

推進方針：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/hozen/documents/1-r02greenpolicy.doc>

ガイドライン：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4sikumi02.pdf>

14 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- (1) セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。
- (2) セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- (3) 六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

実施要領（案）：<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kuromu.html>

15 アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

報告書の記載内容

- ① アスベスト材料の種別
- ② アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場内の適切な場所に掲示を行う。

16 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物によ

り交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

- (3) 請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

17 資材の県内産優先使用及び県内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材を優先使用するように努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力県内の取扱業者から購入すること。
- ~~(3) 工事受注者は、本工事に県外産資材を使用する場合は、次に示す資材について、その資材名及び県内産資材を使用しない理由などを「県外産資材使用報告書」（別紙 1）に記入し、監督員に提出すること。~~
- ~~・生コン~~ ~~・砕石~~ ~~・加熱アスファルト合材~~ ~~・コンクリート二次製品~~
- (4) 下請契約を締結する際には、県内企業の採用に努めること。

18 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、「再資源化及び再生資源等使用状況報告書」（様式 8 号）に記入し、電子メールにて監督員へ提出すること。

19 レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

工事受注者は、I 類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

20 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

- ・工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）

- ・工事打合わせ記録簿（当月分）
- ・工事写真（工事の進捗状況がわかるものを数枚）

21 生産性向上技術の活用について

- (1) 工事において情報共有システムを導入する場合には、「建築工事における情報共有システム活用試行要領（長野県建設部建築住宅課）」に基づき実施すること。

試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/asp.html>

- (2) 工事において遠隔臨場を実施する場合には、「建築工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（長野県建設部建築住宅課）」に基づき実施すること。

試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/enkakurinjo.html>

- (3) 本工事において、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合には、国土交通省大臣官房官庁営繕部による「デジタル工事写真の黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建技第14号）」に準拠して実施すること。

22 労働環境の改善について

- (1) 本工事は、「建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領」（長野県建設部建築住宅課）を適用する工事である。

試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kenchikugijutsu/kaitekitoire.html>

- (2) 本工事は、「長野県建築工事における週休2日工事実施要領」を適用する工事である。

実施要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/syuukyuu2ka.html>

23 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

24 設計図 CAD データについて

本工事の設計図 CAD データを貸与する。貸与した CAD データは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

25 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真は、県が行う事務並びに県及び県が認めた公的機関の広報に、無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - イ. 完成写真を公表すること。
 - ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

26 電子納品について

本工事は、「建築工事における電子納品に係る試行要領」（長野県建設部建築住宅課）を適用する工事である。

試行要領：[https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/documents
/densinohin_yoryo.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/documents/densinohin_yoryo.pdf)

27 工事における創意工夫等について

工事受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。

提出書式：[https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka
/20141201kansoka_yousiki.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html)

(別紙 1)

令和 年 月 日

(発注者) あて

県外産資材使用報告書

工事受注者名：_____

工事名: _____

本工事において県内産資材を使用しない主要材料は、以下のとおりです。

資材名	規格	使用 数量	製造者名・製造工場名・購入先等 (県名及び市町村名)	県内産資材を使用 しない理由

(様式 8 号)

再資源化及び再生資源等使用状況報告書

工事名：_____

(1) 再資源化状況

コンクリート塊			アスファルト・ コンクリート塊			木くず		
発生量 (t)	再資源 化量 (t)	再資源 化率 (%)	発生量 (t)	再資源 化量 (t)	再資源 化率 (%)	発生量 (t)	再資源 化量 (t)	再資源 化率 (%)

(2) 再生資源使用状況

再生クラッシャーラン (m ³)	再生アスファルト・コンクリート (t)	再生土砂 (t)

(3) 信州リサイクル製品使用状況

認定番号	品目名	製品名	数量	単位

※「信州リサイクル製品」については、長野県環境部資源循環推進課ホームページ参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html>